

建設工事における総合評価落札方式の実施方針

令和 8 年 7 月

国立大学法人 大阪大学

「建設工事における総合評価落札方式の実施方針」の改正等一覧

- ☐ 平成18年11月10日施設部長決定
- ☐ 平成23年4月11日改正
- ☐ 平成23年9月30日改正
- ☐ 平成28年4月11日改正
- ☐ 平成29年6月7日改正
- ☐ 平成30年5月31日改正
- ☐ 令和2年6月24日改正
- ☐ 令和4年6月29日改正
- ☐ 令和8年7月1日改正

目 次

1	評価項目及び評価基準	1
2	加算点の評価方式	6
3	標準点と加算点の配点割合等	6
4	評価結果の通知	7
5	その他留意すべき事項	7
6	施工体制確認型の試行について	7

1 評価項目及び評価基準

総合評価落札方式における技術力にかかわる評価内容として、国立大学法人大阪大学では当該工事の規模並びに技術的難易度に応じて①企業の技術力、②企業の信頼性・社会性、③企業の高度な技術力から選択する。

なお、各々の総合評価落札方式のタイプにおいては、下記の評価の視点に基づき審査・評価するものとする。

また、以下の評価項目及び評価基準については、今後の実施状況の検証を踏まえ、必要に応じ改訂を行うこととする。

(1) 評価項目

①企業の技術力

発注者の指示する仕様に基づき、適切かつ確実に工事を遂行する能力を企業に期待するものである。当該工事の技術特性の理解度を把握するために施工計画を評価するとともに、企業が保有する施工技術の実績、当該工事の施工に直接かかわる配置予定技術者の能力を評価項目とする。

〔例〕・施工計画（簡易型）（工程管理等にかかわる技術的所見 等）

- ・企業の施工能力（同種工事の施工実績、工事成績等）
- ・配置予定技術者の能力（同種工事の施工経験、工事成績等）

②企業の信頼性・社会性

工事を円滑に実施する能力を企業に期待するものである。企業全体の姿勢や実績を把握するため、法令遵守のための全社的な体制整備、地球環境保全、品質確保及び地域貢献度及び賃上げの実施を表明した企業等の視点から評価する。

〔例〕・法令遵守（コンプライアンス）（事故及び不誠実な行為、全社的な対応状況）

- ・品質マネジメント及び環境マネジメント（ISO9000・14000 シリーズの取組状況）
- ・地域精通度（近隣地域での施工実績）
- ・地域貢献度（災害協定への参加状況やボランティア活動による地域貢献度の実績 等）
- ・ワーク・ライフ・バランス等の推進（ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況）
- ・賃上げの実施を表明した企業等（賃上げ実施の従業員への表明状況）

③企業の高度な技術力

発注者の指示する標準的な仕様を競争参加者からの技術提案により改善し、工事の品質向上を図る能力を企業に期待するものである。競争参加者の技術提案については、総合的なコスト、性能等、環境の維持及び省資源・リサイクル等の視点から評価する。

〔例〕・VE 提案と VE 提案に基づく施工計画

- a. 総合的なコストに関する事項（ライフサイクルコスト 等）
- b. 工事目的物の性能等に関する提案（性能・機能・耐久性）
- c. 社会的要請に関する事項（環境の維持、省資源・リサイクル 等）
- ・工事全般の施工計画（施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

評価項目

	項目	細目	標準型		簡易型 (注 2)	実績評価型 (注 2)		
			WTO 対象 基準額以上(注 1)	2 億以上 WTO 対象基準 額未満(注 1)	WTO 対象 基準額未満 (注 1)	WTO 対象基準額未 満かつ施工実績に より品質確保を評 価できる工事 (注 1)		
			対象区分	対象区分	対象区分	対象区分		
①企業の 技術力	施工計画(簡易型)	工程管理に係わる技術的所見	/	/	◎	/		
		材料の品質管理に係わる技術的所見						
		施工上の課題に対する技術的所見						
		施工上配慮すべき事項						
		安全管理に留意すべき事項						
	企業の施工能力	同種工事の施工実績			◎	◎	◎	
		工事成績			◎	◎	◎	
		関連分野での技術開発の実績			○	○	/	
		当該工事種別の手持ち工事量の状況			○	○	○	
		登録基幹技能者等の活用			○	○	○	
	配置予定技術者の能力	資格			/	○	○	
		同種工事の施工経験			◎	◎	◎	
		工事成績			○	○	◎	
		継続教育（CPD）の取組状況			○	○	○	
	ヒアリング	技術者の専門技術力			○ (注 3)	○ (注 3)	○	/
		当該工事の理解度・取り組み姿勢						
		技術者のコミュニケーション力						
②企業の 信頼性 ・社会性	法令遵守 (コンプライアンス)	事故及び不誠実な行為	/	◎	◎	◎		
		全社的な対応状況	/	○	○	○		
	品質マネジメント及び環境マネジメント	ISO9000・ISO14000 シリーズの取組状況	/	○	○	/		
	地域精進度	地理的条件（近隣地域での施工実績）	/	○	○	◎(注 4)		
	地域貢献度	ボランティア活動による地域貢献度の実績	/	○	○	○		
		労働福祉の状況	/	○	○	○		
		災害協定への参加状況	/	○	○	○		
	ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況	◎	◎	◎	◎		
	賃上げの実施を表明した企業等	賃上げ実施の従業員への表明状況	○	○	○	○		
③企業の 高度な 技術力	VE 提案と VE 提案に 基づく施 工計画	総合的なコスト	◎	◎	/	/		
							その他	
		性能等					機能・強度・耐久性等	
		社会的要 請					環境の維持	
							交通の確保	
							特別な安全対策	
							省資源・リサイクル	
	工事全般の施工計画	施工上考慮すべき事項等の技術的所見					◎	◎
評価項目の得点合計								

◎：必須項目、○：選択項目

(注1)：WTO(政府調達に関する協定)対象基準額については、450万SDR(邦貨換算額については、財務省告示により財務大臣が定めた額)とする。

(注2)：簡易型については、技術的工夫の余地が少ない一般的工事を対象とする。

(注3)：ヒアリングを実施した場合は、企業の高度な技術力の項目で評価する。

(注4)：細目の地理的条件については、()内を緊急時の施工体制に読み替える。

(2) 評価基準

評価基準については、競争参加者、評価する側双方に明確となる評価基準とする。得点配分については重要な項目とその他の項目の配点バランスを考慮する。

評価基準

項目	細目	評価基準
① 企業の技術力	施工計画 (簡易型) (注1)	工程管理に係わる技術的所見 簡易型の場合 ・各工程の工期が適切であり、工期短縮が見られる。 ・各工程の工期が適切である。 ・各工程の工期が不適切である。 [欠格] 実績評価型の場合 施行計画を求めない
		材料の品質管理に係わる技術的所見 簡易型の場合 優 : 適切であり、非常に優れた工夫が見られる。 良+ : 適切であり、優れた工夫が見られる。 良 : 適切であり、工夫が見られる。 良- : 適切であるが、あまり加点すべき工夫が見られない。 可 : 適切であるが、加点すべき工夫が見られない。 不適切 : [欠格] 実績評価型の場合 施行計画を求めない
		施工上の課題に対する技術的所見
		施工上配慮すべき事項
		安全管理に留意すべき事項
	企業の施工能力	同種工事の施工実績 ・国、特殊法人等(注2)及び地方公共団体が発注する工事の実績あり。 ・その他の工事実績あり。 ・実績なし。 [欠格]
		工事成績 当該工事種別の平成○年度(過去2年度)以降に完成した工事成績の平均 ※工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績 ・84点以上 ・81点以上84点未満 ・78点以上81点未満 ・75点以上78点未満 ・72点以上75点未満 ・72点未満(含実績無し) ※各年度の平均点が2年連続で65点未満 [欠格]
		関連分野での技術開発の実績 (過去10年間の技術開発) ・特許権、実用新案権の取得あり・NETISへの登録有り。 ・なし。
		当該工事種別の手持ち工事量の状況 (※工事量比率=当該年度受注額÷過去3年間の平均受注額) ・手持ち工事量比率 0.5未満 ・手持ち工事量比率 0.5以上1未満 ・手持ち工事量比率 1以上
		登録基幹技能者等の活用 (本工事の施行に係る元請又は一次下請け企業が配置する現場従事技術者(元請の主任又は監理技術者を除く)が建設技能を有している場合で、当該工種工事の施工期間中に従事する。) ・1人以上活用する。 ・活用しない。
	配置予定技術者の能力	資格 ・1級建築施工管理技士又は1級建築士、1級電気工事施工管理技士又は技術士(電気電子部門)、1級管工事施工管理技士又は技術士(機械部門(流体機械又は冷暖房及び冷凍機械)・水道部門又は衛生工学部門)、1級土木施工管理技士又は技術士。 ・2級建築施工管理技士、2級電気工事施工管理技士、2級管工事施工管理技士、2級土木施工管理技士。
		同種工事の施工経験 ・国、特殊法人等(注2)及び地方公共団体が発注する工事において主任(監理)技術者又は現場代理人としての経験あり。 ・上記以外で主任(監理)技術者又は現場代理人としての経験あり。 ・主任(監理)技術者又は現場代理人以外での経験あり。 ・経験無し。 [欠格]
		工事成績 同種工事の施工経験として挙げた工事について主任(監理)技術者又は現場代理人として従事した場合の工事成績(平成○年度(過去4年度)以降に完成した工事に限る) ※工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績

			・ 83 点以上 ・ 82 点以上 83 点未満 ・ 81 点以上 82 点未満 ・ 80 点以上 81 点未満 ・ 79 点以上 80 点未満 ・ 78 点以上 79 点未満 ・ 77 点以上 78 点未満 ・ 76 点以上 77 点未満 ・ 75 点以上 76 点未満 ・ 72 点以上 75 点未満 ・ 72 点未満（含実績無し） ※ 65 点未満　[欠格]
		継続教育（CPD）の取組状況	（建築 CPD 情報提供制度及び建築 CPD 運営会議の構成員、構成員である協議会の参加団体が証明する証明書（競争参加資格確認申請書及び資料の提出期限の日から過去 1 年以内に単位取得が証明されたもの）） ・ 当該団体の推奨単位以上を取得している証明あり ・ なし
	ヒアリング	技術者の専門技術力	・ 同種工事の施工経験として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが期待できる。 ・ 同種工事の施工経験として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる。 ・ その他。
		当該工事の理解度・取り組み姿勢	・ 当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる。 ・ 当該工事について適切に理解している。 ・ その他
技術者のコミュニケーション力		・ 質問に対する応答が明快、かつ迅速である。 ・ その他	
②企業の信頼性・社会性	法令遵守（コンプライアンス）	事故及び不誠実な行為	（当該区域における国交省の営業停止又は文科省の指名停止期間終了後 3～6 ヶ月以内の当該工事の入札執行の有無） ・ あり。 ・ なし。
		全社的な対応状況	・ 法令遵守に対する体制や規定が具体的に整備されている。 ・ 法令遵守に対する体制や規定が具体的に整備されていない。
	品質マネジメント及び環境マネジメント	ISO90・ISO14000 シリーズの取組状況	・ ISO9001 及び ISO14001 の両方を取得済み。 ・ ISO9001 及び ISO14001 のいずれか一方を取得済み。 ・ ISO9001 及び ISO14001 のいずれも未取得。
	地域精通度	地理的条件（近隣地域（注 3）での施工実績）	（過去 15 年間の同工種の施工実績） ・ 施工実績あり。 ・ 施工実績なし。
		地理的条件（緊急時の施工体制）	（拠点の有無） ・ 当該工事施工地域（注 4）に技術者・資機材等の拠点あり ・ 当該工事施工地域（注 4）に技術者・資機材等の拠点なし
	地域貢献度	ボランティア活動による地域貢献度の実績	（当該工事施工地域（注 4）における過去 2 年間の実績） ・ 活動実績あり。 ・ 活動実績なし。
		労働福祉の状況	（障害者の雇用状況） ・ あり。 ・ なし。
		災害協定への参加状況	（当該工事施工地域（注 4）内の行政機関との災害協定の有無） ・ 当該工事施工地域（注 4）内の行政機関と災害協定を締結している。 ・ 当該工事施工地域（注 4）内の行政機関と災害協定を締結していない。

		ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況	(ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する以下のいずれかの認定の有無) ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業(※労働時間等の働き方に係る基準を満たす者に限る)・プラチナえるぼし認定企業)又は一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る) ○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(トライくるみんな認定企業・くるみんな認定企業・プラチナくるみんな認定企業) ○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定) ・あり。 ・なし。 ※外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。
		賃上げの実施を表明した企業等	賃上げ実施の従業員への表明状況	○契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与総額を2.5%以上増加させる旨、従業員に表明している【中小企業等※】 ・あり ・あり(公告日時点において、減点措置の対象期間に該当している者) ・なし ・なし(公告日時点において、減点措置の対象期間に該当している者) ※「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。
③企業の高度な技術力	VE提案とVE提案に基づく施工計画(注1)	総合的なコスト	ライフサイクルコストその他	優 : 適切であり、非常に優れた工夫が見られる。 良+ : 適切であり、優れた工夫が見られる。 良 : 適切であり、工夫が見られる。 良- : 適切であるが、あまり加点すべき工夫が見られない。 可 : 適切であるが、加点すべき工夫が見られない。(VE提案は全て不採用)
		性能等	機能・強度・耐久性等	
③企業の高度な技術力	工事全般の施工計画(注1)	社会要請	環境の維持 交通の確保 特別な安全対策 省資源・リサイクル	優 : 適切であり、非常に優れた工夫が見られる。 良+ : 適切であり、優れた工夫が見られる。 良 : 適切であり、工夫が見られる。 良- : 適切であるが、あまり加点すべき工夫が見られない。 可 : 適切であるが、加点すべき工夫が見られない。 不適切 : 施工計画が不適切である。[欠格]
			施工上考慮すべき事項等の技術的所見	

(注1) : 競争参加者からの1項目(課題)毎の最大提案数は5提案までとし、これを超えた場合は最大提案数(5提案)までの提案内容にて評価する。

(注2) : 「特殊法人等」には国が資本金の1/2以上を出資する法人を含む。

(注3) : 近隣地域の範囲は、個別工事ごとに設定する。

(注4) : 当該工事施工地域の範囲は、個別工事毎に設定する。

2 加算点の評価方式

加算点の評価方式は、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」（平成18年2月1日付け17施企第23号契約情報室長通知）に基づき、性能等が数値化できるものについては数値方式とし、数値化が困難なものについては判定方式を採用する。

3 標準点と加算点の配点割合等

（1）標準点

最低限の要求を満たしている場合に付与される得点を「標準点」とし、標準型・簡易型、実績評価型のいずれも100点とする。

（2）加算点及び配点方法

① 個々の評価項目において各競争参加者の技術力等に応じて与えられる得点を「加算点」とし、技術内容に応じて配点を行う。加算点の合計（「ワーク・ライフ・バランス等の推進」に係る配点及び「賃上げの実施を表明した企業等」に係る配点は除く。）は、標準型は30点から50点、簡易型は20点から40点、実績評価型は10点から30点とし、個別工事ごとの内容等に応じて適切に設定する。また、「ワーク・ライフ・バランス等の推進」に係る配点については、加算点全体の5%程度の整数、「賃上げの実施を表明した企業等」に係る配点については、加算点全体の3～5%の整数となるよう、契約の内容に応じて設定する。

② 原則として、各評価項目の得点合計を加算点とする。

③ 今後の総合評価落札方式の実施状況を踏まえ、文部科学省における総合評価審査委員会において審議を行った上で、必要に応じ、加算点の見直しを行うこととする。

（3）評価値の算出方法

評価値とは総合評価の方法によって得られる数値であり、技術評価点（標準点＋加算点）を入札価格で除した数値である。

（算出方法：除算方式）

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

4 評価結果の通知

競争参加資格の確認の通知時に、各競争参加者に対し、「V E 提案とV E 提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」又は「施工計画（簡易型）」の提案内容について、不採用であり実施不可の項目を通知する。

また、原則として、標準型については、加算点を付与する対象となる項目及び付与する対象とならない項目を併せて通知する。

5 その他留意すべき事項

評価内容の担保

(1) 契約書における明記

総合評価落札方式で落札者を決定した場合は、採用された「V E 提案とV E 提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」又は「施工計画（簡易型）」について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにする。

(2) 評価内容の担保

- ① 落札者の責めにより、採用された「V E 提案とV E 提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」又は「施工計画（簡易型）」に基づく工事が実施されていないと認められる場合で、再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、「建設工事の請負契約にかかる指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を行うものとする。
- ② 賃上げの実施を表明した企業等について、加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合として、財務省主計局法規課から各省各庁の長へ通知された企業等については、通知された日から1年間、当該通知にある賃上げ基準に達していない者が総合評価落札方式による入札に参加する場合、同者に対して、当該入札において本取組により加点する割合よりも大きな割合の減点（加点より1点大きな減点）を行うこととする。

6 施工体制確認型の試行について

品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できるかを審査し、評価する「施工体制確認型総合評価落札方式」を試行する。

評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$$